

【鉄構・ポンプ部門】 令和 7 年度要請と成果

1 要請活動

令和 7 年 12 月 18 日、鉄構部門及びポンプ部門は農林水産省農村振興局川島施工企画調整室

長に対し、要請及び意見交換を実施しました。農林水産省からは、川島室長のほか、飯島課長補佐、西牟田係長、草薙係長に参加頂きました。



(向かって左から施工企画調整室の草薙係長、川島室長、飯島課長補佐、西牟田係長)



(鉄構部門の意見交換の様子)



(ポンプ部門の意見交換の様子)

2 成果（要請に対する農林水産省の回答）

(1) 鉄構部門

区分	提案内容	農林水産省の取組状況				備考
		解決	一部解決	継続	その他	
1. 令和 8 年度工事について（適正な工期の確保）	■ 令和 8 年度地方農政局発注工事の計画・実施や完成施設の維持管理に当たっては、最重要課題である「適正な工期の確保」を原則として、適切な現場指導や必要な取組を進めていただきたいと思います。 ① 鉄構分野の工事においては、技術者不足が深刻化するなか、更新・改修工事では、非かんがい期に施工が制約された上で、関連工事と調整しつつ、通水しながら若しくは水面下で工事をするという高度な施工計画・安全管理が必要な工事が多くなっています。現場では、通水予定時期が決まっているなかで、関連工事の遅延に伴う工事工程への影響や、発注された設計条件や施工計画が、現場と相違するなどの課題も発生しています。 ② 令和 6 年 4 月から時間外労働の罰則付き上限規制が導入され、「適正な工期の確保」が最重要課題となっています。工期が遅延しないように、関連工事との整合性、出水・豪雪リスクや材料手配を含めた製作期間を考慮した上で、週休 2 日と余裕期間を見込んだ「適正な工期確保」による発注をお願いします。どうしてもやむを得ず工期を延長せざるを得ない場合には、適時適切な繰越措置・工期延伸・契約変更等の適切な対応をお願いします。	○				適切な工期設定について担当者会議等の場で各局を指導しました。また、通知済みの事務連絡について事業協協会に共有しました。発注予定の仕様の記載について担当者会議等の場で各局を指導しました。 ※令和 7 年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について（令和 7 年 3 月 27 日付け事務連絡）1（2）適切な工期設定に記載。

区分	提案内容	農林水産省の取組状況				備考
		解決	一部解決	継続	その他	
2. 入札契約等の改善について (1) 土木工事等の異種工事との分離発注の徹底	施設機械工事に、異種工事を含めて一括発注する工事については、異種工事が受注者の専門外であり下請け契約を結ぶ必要がありますが、発注ロットが小さく、標準積算では採算が合わず、不採算の一因となっています。「施設機械工事等の発注に当たっては、原則として異種工事と分離して発注する」「標準積算との乖離が想定される場合に見積活用方式を積極的に活用すること」「やむを得ず付帯土木工事以外の異種工事を一括して発注する場合においては、異種工事の内容に応じた工種区分に係る積算体系により一般管理費等を含んだ工事価格を積算したうえで、施設機械工事等の積算書と合算する」と通知※していただいておりますが、引き続き、土木工事や電気工事等の異種工事との分離発注の徹底をお願いします。現場の事情により、やむを得ず異種工種を含めて発注する場合には、少しでも応札参加しやすいように、見積活用方式の採用、異種工事の積算体系で積算した工事価格を施設機械工事の積算と合算するなど、対応の徹底をお願いします。 (参考) ※「施設機械工事の品質確保等に関する留意事項について」(令和5年12月27日付け農村振興局設計課課長補佐(積算基準班)(施工基準班)連名から各地方農政局農村振興部設計課課長補佐(土木技術)(施設機械担当)連名あて事務連絡)	○				分離発注について、徹底する旨担当学会議等の場で各局を指導しました。また、通知済みの事務連絡を事業協会へ共有しました。 ※令和7年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について(令和7年3月27日付け事務連絡)1(1)適切な規模での発注に記載。
(2) 簡易Ⅱ型(企業実績重視型)の制度趣旨に沿った適正な運用について、早期の改善と徹底	入札不調・不落対策として、令和2年に導入された簡易Ⅱ型(企業実績重視型)は、「簡易Ⅱ型を適用する工事のうち、同一管内で過去に入札不調・不落となった工事と同種の工事であって入札不調・不落が想定される工事に試行する」とされています。 しかしながら、令和6年度に地方農政局で契約された鉄構工事の69%(33件/48件)が、企業実績重視型で発注され、このうち整備補修に該当しない更新工事(10件)の入札参加者は、平均4社で、9社や10社が参加した案件もあります。令和7年度に地方農政局から発注された工事では、8割を超える鉄構工事(33件/40件)が、企業実績重視型で発注され、その適用が年々拡大しています。 鉄構工事は、一定の技術力が求められますが、企業実績重視型は、過去10年間の同種工事の施工経験(30点)+賃上げ表明(2点)+ワーク・ライフ・バランス(0.5点)による企業評価のため、企業間の差がほとんど生じず、直接工事費の公表も相まって価格競争に陥るとともに、簡易Ⅱ型(通常型)の企業評価や技術者評価が行われず、地域貢献活動も評価されません。 令和7年2月の意見交換会において、「これまで発注された工事を分析し、不調・不落の制度趣旨が活かされるようにしていきたい」との回答がありました。本来の制度趣旨に沿って、入札不調・不落となった工事内容を精査していただき、簡易Ⅱ型(企業実績重視型)の適用に当たっては、不調・不落となった工事に類似する工事に限定し、同種工事を拡大適用することなく、適正な運用が図れるよう、統一的な指導の徹底を早期にお願いします。	○				本年度に通知した事務連絡を事業協会へ共有すると共に、制度主旨を踏まえた適用を行う旨、担当学会議等の場で各局を指導しました。 ※簡易Ⅱ型(企業実績重視型)の制度趣旨に沿った適用の徹底について(令和8年1月28日付事務連絡)
(3) 見積活用方式の積極的な活用	入札不調・不落対策として、「標準積算と現場の施工条件の乖離が予想される場合は、入札参加者から見積を徴集する見積活用方式の適用に努める」(「令和7年度農村振興局所管公共事業等の施行について」(令和7年3月27日農村振興局長通知))とされています。 小規模ゲートを一括で発注する工事件や、やむを得ず小規模な土木工事を含めて発注する工事件等で不調・不落が発生する傾向があります。このような不調・不落となった同種及び類似の工事工種を含む工事、市場価格の変動が著しい資機材・機器単体費、異種工事を一括して発注する場合について、公告後の入札参加申請時に入札参加意欲のある業者から見積徴集を行う「見積活用方式」を積極的に活用していただくよう、改めて周知と統一的な指導をお願いします。	○				見積活用方式の活用について、担当学会議等の場で各局を指導すると共に、通知済みの事務連絡を事業協会へ共有する。 ※令和7年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について(令和7年3月27日付け事務連絡)1(1)適切な規模での発注に記載。

区分	提案内容	農林水産省の取組状況				備考
		解決	一部解決	継続	その他	
(4) 見積徴収機会の拡大	人件費や資材価格の急激な上昇に伴い、調査会等による価格調査時期や発注者からの直接の見積徴収時期と入札公告時との時間差により、公告時に公表される機器費や鋼材費の資材単価と実勢価格に乖離が見られます。不調・不落の原因を回避するため、特に機器・部品については、公告直前で見積徴収により価格決定をしていただければ幸いです。	○				時間差による価格差を回避するため、公告に合わせて見積徴収を行う旨、担当者会議等場で各局を指導しました。
(5) 調査基準価格の引き上げ	企業の安定経営、人材の安定雇用、高品質の確保、資材高騰対策、賃金引上げの観点から、現場管理費、一般管理費についても、引き続き、調査基準価格算定率の引き上げをお願いします。	○				低入札価格調査基準は、工事の品質確保やダンピング受注の排除等を目的としており、最近の施工実態を踏まえ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において適宜見直しが行われております。 適切な利潤の確保の観点からも、見直しが行われた際には適切に対応して参ります。
(6) 参加者確認型随意契約方式の早期の導入	令和6年6月に公布・施行された改正品確法において、多様な入札及び契約の方法として、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等について、発注者は、競争が存在しないことを確認した上で、随意契約によることができる条文が追加されました。 既設メーカーが施工した施設機械設備の修繕・補修工事等については、高度な専門性等から1社応札となる場合があります。この契約方式は、このような競争が存在しない状況が継続すると見込まれる場合に、随意契約手続きに移行する制度であり、受発注者とも入札契約手続きの負担を軽減することができ、早期発注と事業効果の早期発現に資するものです。 令和7年2月の意見交換会において提案・要望を行い、「令和7年度に試行する方向で検討中」との回答がありましたので、本方式の早期導入に向けた検討状況を御教示願います。			○		現在、運用されている契約方式を踏まえ、課題や問題点を確認し、新たな契約方式の導入も視野に今後検討していきたいと考えます。
(7) 工期延長等による監理技術者等の変更要件への柔軟な対応	会員企業が受注し、令和6年度に完成した工事では、6割の工事において、工期が延長されています（工期延長が1年に及ぶ工事が1件（受注工事の4%）、半年に及ぶ工事が1件（同4%）ありました。）※。 受注者の責によらず、関連工事の進捗等で工期延長になった場合には、監理技術者及び主任技術者の変更に同等以上の資格要件が求められています。鉄構業界の技術者不足が著しい中、この場合の監理技術者及び主任技術者の資格要件については、入札参加資格要件として求められた建設業法上の資格があれば変更できるようにするなどの柔軟な対応をしていただくよう、指導をお願いします。	○				受注者の責によらない工期延長について、担当者会議等場で各局を指導すると共に、通知済みの事務連絡の抜粋を事業協会へ提供しました。 工期設定に関しては、1. の対応と同様。 ※令和7年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について（令和7年3月27日付け事務連絡）2（2）工事の一時中止に記載。
(8) 技術者の同種工事の施工実績の緩和	技術者不足が深刻化する中、シニア技術者の活用は有効な選択肢ですが、過去15年間における同種工事の施工実績の要件により、シニア技術者の知見を活用できないケースがあります。このため、配置技術者参加要件については、幅広い技術者が活用可能となるよう、過去15年間における同種工事の施工実績要件の緩和について検討をお願いします。	○				施工経験の大括り化の一環として、新規工事の場合でも、内容次第で補修工事も認めることで各局を指導しました。
(9) 輸送費の積算基準の早期改定	自動車運送事業における時間外労働規制が令和6年4月に施行されましたが、土地改良工事積算基準（施設機械）の輸送費（設備の面積・体積・重量と輸送距離により算定）が暫く改定されていません。河川用ゲートの輸送費は、令和2年度に改定し5年経過、ダム用ゲートの輸送費は、平成15年度に改定し22年経過しています。 輸送費の実勢価格は、昨今の燃料費や人件費の高騰、長距離運行の制限などの影響から大幅に上昇し、負担を強いられています。輸送費が、適正な設計金額となるよう積算基準の早期改定をお願いします。積算基準の改定までの間は、入札告示時に設計変更の対象とする経費として明示し、現場実態を踏まえて適切に設計変更できる対応をお願いします。		○			近年の状況を踏まえ、R8年度は輸送費が改定される予定です。

区分	提案内容	農林水産省の取組状況					備考
		解決	一部解決	継続	その他	具体の対応状況	
(10) 除塵機の製作・据付工数の算定方法の見直し	除塵機の製作・据付工数は、スクリーン面積を用いて計算されていますが、スクリーンより上にレーキが高く移動する構造の除塵機では、製作・据付に必要な工数が不足する場合があります。このため、除塵機の製作・据付工数の算定に当たっては、コンベヤと同様に、上部と下部の軸心距離にスクリーン幅を乗じて面積を求めるなど、面積の取り方の見直しをお願いします。			○		除塵設備製作据付工事の標準歩掛等が実態と合っていないとの意見は以前からいただいており、解析担当局において歩掛改定について検討を行っております。 施工歩掛が実態と合っていないのご意見について、背景として、近年の人手不足や長時間労働の防止の対策として、製作、据付ともに、少人数で短時間に作業ができるよう、さまざまな工夫や設備投資を行っていることから、結果として工数下がる結果になることも考えられます。 これら設備投資や、設計段階での工夫に係る費用は、間接労務費、工場管理費、現場管理費、一般管理費、技術設計費等に計上することになっているため、施工歩掛のみならず、諸経費が実態に反映されるよう検討を行いますので、引き続き諸経費等動向調査等にご協力いただきたいと思います。	
(11) 機器の保管期間の見積条件明示と保管費用の計上	工期が複数年にわたる工事発注において、初年度の出来高として機器製作分を設定している場合には、機器の見積条件に保管予定期間を明示していただくとともに、発注段階で保管予定期間を設定される場合には、工事価格に機器の保管費用の計上をお願いします。 また、発注段階で想定された保管予定期間を、契約後に延期する場合には、追加費用として「倉庫における保管費用、防錆・防湿対策等の費用、外注品を納入したメーカーによる保管費用の発生」が想定されます。この場合の設計変更の見積徴収は、受注者以外への見積依頼では、適正な費用にならないことも想定されますので、受注者への見積による適切な積算をお願いします。	○				工期が複数年にわたる国債工事の場合、効率的な施工となるよう製作工程に合った予算の配分となるよう検討します。なお、工程上製作した機器の保管が必要となる場合は特別仕様書等に明示の上、必要となる費用を適切に計上します。 当初計画にない機器の保管期間が発生する場合は、適切な費用となるよう現場を指導しました。	

(2) ポンプ部門

区分	提案内容	農林水産省の取組状況					備考
		解決	一部解決	継続	その他	具体の対応状況	
【継続要望】 1. 新たな発注方式の導入について	新たな発注方式（CM方式等）の導入に向け、土木工事において監理業務付工事を試行し、現場技術業務において事業促進型を実施し、これらを通じて知見の蓄積や課題の検証を行うと聞いています。しかしながら、建設工事段階（設計・発注・施工段階）での検証のみならず、施設のライフステージとして圧倒的に長期に亘る施設管理段階の影響に対する検証も重要と考えられます。特に、ポンプ設備は土地改良区に移管された後も、施設の存続期間中、受注者によるアフタケアが必要な施設であり、ポンプメーカーはポンプ設備工事を単独元請として受注できること（所要の間接費確保）を前提に施設管理段階においてさまざまな役割を果たしています。ポンプ設備工事を土木工事に含めてゼネコンやゼネコンを代表構成員とする異業種JVに一括発注するようなことになれば、そうした役割の多くを果たすことが困難となります。新たな発注方式の検討に当たっては施設のライフサイクル全般への影響も含めて検証いただくをお願いします。			○		新たな発注方式（CM方式等）の導入については試行を通じて、知見の蓄積や課題等の検証を行い、頂いた意見も参考にしながら対応してまいります。	
【継続要望】 2. 入札参加者意向確認型随意契約方式の導入について	一者応札が見込まれる整備工事については、国交省のように意向確認し随意契約に進む方式の導入をお願いします。昨年度の農林水産省との意見交換では、手続きの簡素化に効率的であり前向きに検討する旨の回答がありましたが、その後の検討状況についてご教示をお願いします。			○		現在、運用されている契約方式を踏まえ、課題や問題点を確認し、新たな契約方式の導入も視野に今後検討していきたいと考えます。	

区分	提案内容	農林水産省の取組状況				備考
		解決	一部解決	継続	その他	
【継続要望】 3. 若手技術者育成の配慮について	高齢化、人材不足等により経験のある技術者を確保することが難しくなっており、若手技術者の育成が急務となっています。しかし、受注の確保や施工経験不足から若手技術者を配置することが困難な面があり、このことが若手技術者育成の妨げとなる悪循環となっています。このため、若手技術者を配置技術者とする場合の技術者評価点の加減措置や更新・新設の工事であっても若手技術者に限り補修工事の施工経験を認めるなどの若手技術者育成の配慮をお願いします。	○				施工経験の大括り化の一環として、新規工事の場合でも、内容次第で補修工事も認めることで各局を指導しました。
【継続要望】 4. 週休二日制対象工事のペナルティー適用の特例について	令和6年度に公告された工事の特別仕様書において、週休二日を達成できた場合は、「積算上の減額処置がない。」「工事成績評価点に加点する。」旨が記載されています。また、週休二日の対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間とし、「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。」とされています。 受注者の責によらずに着手予定日に遅れが発生し、かつ、工期延期もできない事情がある場合、工事着手日から工事完成日の全期間において「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」に該当するとも解釈されます。工期延期できない次の事情のある各ケースにおいて、どのような処置となるのかご教示をお願いします。 ① 排水機能の早期確立のために、監督職員と協議し休日出勤等に対応努力する場合 ② 配置技術者の次期工事への専任が決まっており、交代できる技術者もいないことから、監督職員と協議し休日出勤等に対応努力する場合	○				週休2日の取得に関する通知について、事業協会に共有しました。 ※工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行についての一部改正について（令和8年1月7日7農振第2341号）
【継続要望】 5. 製作期間中に対応する一部現地据付工事の配置技術者について	ポンプ設備製作据付工事の配置技術者は、通常製作担当と据付担当を区分して選任していますが、据付担当の専任を必要としない製作期間中に、吸・吐出管等の一部据付工事（先行工事）を求められる場合があります。しかし、据付担当技術者が別工事に専任している場合は、この先行工事の担当として配置することができず、別の据付担当技術者に変更する必要がありますが、その確保に苦慮しているのが実態です。このため、当初契約における施工条件と位置付けられていない一時的な先行工事が必要となった際の担当技術者については、施工経験を求めないなどの柔軟な対応をお願いします。なお、逆に先行工事を当初契約における施工条件に位置付けられた場合、先行工事と本工事との間の据付工事休止期間中も配置技術者を他工事に専任させることが困難となり、配置技術者の拘束期間を実質長期化させる問題が生じることにも配慮をお願いします。	○				受注者の責によらない配置技術者の変更について、通知済みの事務連絡を協会に共有するとともに各局担当者会議にて指導しました。 ※令和7年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について（令和7年3月27日付け事務連絡）2(2)工事の一時中止に記載。
【継続要望】 6. 受注者の責でない配置技術者変更時に求められる技術者要件の緩和について	受注者の責によらない工期の延長または据付工事の一時中止に伴って配置技術者を変更する場合において、変更は可能であるものの契約時の技術者と同等以上の者の配置が求められてきました。昨年度の農林水産省との意見交換において、令和5年3月31日の通知以降は各地方農政局に対し柔軟な対応をとるよう指導しており、門前払いもあり得ないとの回答をいただきました。しかし、各農政局では未だ総合評価点を下回らない者の配置が必要であるなどの旧来の運用が継続されています。このため、各農政局に対し、総合評価点、各評価項目の評価点、同種工事における一定規模以上の施工経験を問わずに配置技術者を変更できる運用とし、その旨を入札説明書に明記するなどの具体的な指導をお願いします。なお、国交省港湾局において同等である必要はないことの試行がなされていると聞いています。	○				受注者の責によらない配置技術者の変更について、通知済みの事務連絡を協会に共有するとともに各局担当者会議にて指導しました。 ※令和7年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について（令和7年3月27日付け事務連絡）2(2)工事の一時中止に記載。

区分	提案内容	農林水産省の取組状況				備考
		解決	一部解決	継続	その他	
【継続要望】 7. 資機材価格の見積もり徴収方法について	大口径異形管等の主配管材料、駆動機、バルブ、電気設備等の各種機器の実購入価格が設計に採用される公表価格に対して大きく超過する実態があります。その要因として、価格調査時期が古いことや、調査会に価格調査を依頼した場合において調査会に調査先の報告義務を課することはできないことなどが考えられます。このため、農政局が発注の直前にポンプ設備工事の請負を想定される事業者（ポンプメーカー）に直接見積もりを徴収する方法（従前の一般的な方法）とすることで、実購入価格との乖離がなくなるよう配慮をお願いします。なお、このような見積もり徴収方法を取った場合においても、引き続き、応札前の資機材価格の公表について継続していただきますようお願いします。	○				※令和7年度施設機械工事等の品質確保等に関する留意事項について（令和7年3月27日付け事務連絡）1（3）予定価格の適切な設定に記載。
【継続要望】 8. 増工に伴う工期延長に対する現場経費に関する積算基準の改定について	請負範囲に依らない関連工事（土木、建築等）により工期延長となる場合には、現場事務所の機能存続に必要な経費を設計変更の対象として積算計上できるように基準の改定をお願いします。昨年度の農水省との意見交換では、品確法の趣旨から支払うことは間違いないこととあり、支払い方法について整理するとの回答がありました。その後の検討状況についてご指示をお願いします。	○				工期延長に伴う費用算出については「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年4月1日元農振第3396号農村振興局長）にて費用を計上することになっております。 基本的に施設機械工事は、工期延長により発生した費用は積み上げにより計上することになっていますので、担当者と協議願います。
【継続要望】 9. 変更契約の適時的確な実施について	工事において変更が生じた際は、事業所内手続き等の関係上、変更契約に先立ち指示書により対応し、後日変更契約（金額、工期確定）となりますが、下請企業（特に零細企業）との契約締結、社内決算の健全性確保、将来の技術者配置等を考慮した場合、金額・工期未確定の状態が長期間続くのは望ましくありません。このため、工期末の精算変更だけでなく、受注者との協議の上、適時必要な時期に変更契約締結をお願いします。	○				工事の変更契約手続きについて、担当者会議等の場で各局を指導しました。
【継続要望】 10. 工事評価について	工事成績評価の「工事特性」について、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の対応事項（具体的な施工条件などへの対応事例）は土木工事に関する内容が大部分であり、施設機械設備工事に適用できる部分が少ない。このため、出来形や品質同様に対象工事別の運用の検討をお願いします。なお、施設機械特有の工事特性があった場合は、「その他」として評価し加点することは可能であると承知していますが、その場合、所与の対応事項をチェックするのではなく具体的に記述する必要が生じ、土木工事に不利となることは否めません。農林水産省として土木工事に準じた施設機械設備工用の対応事項チェックシートを作成することについて検討をお願いします。	○				工事成績評価については、工事毎に確認された工事内容に基づき、的確かつ公正に評価するよう指導しています。なお、工事成績評価が関係する優良工事表彰については、土木工事、施設機械工事それぞれ一定数を選出することとなっているため、土木工事に対して施設機械工事が不利になることはありません。 また、現況の工事採点表は、出来ていない事項は評価しない場合など減点となりますが、施設機械の場合、不完全な設備を納入することはないため、土木工事に比べると評価点数が高めになる傾向です。このことから、施設機械工事が不利となることは無いと考えています。